

3 処理(収集運搬・中間処理)費用関係

3.1 (1)ごみ袋の指定状況
(2)ごみ処理有料化の実施について
3.2 生活系一般廃棄物の手数料
3.3 し尿処理手数料
3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料
3.5 産業廃棄物の処理手数料
3.6 一般廃棄物会計基準の導入状況

3.1 (1)ごみ袋の指定状況

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考
さいたま市	×	もえるごみ	可			透明または半透明なら可
		もえないごみ	可			透明なら可
		有害危険ごみ	可			透明なら可(種類ごとに)
		資源物1類	可			透明または半透明なら可(種類ごとに)
川越市	×	可燃ごみ	可			
		不燃ごみ	可			
		びん・かん	可			
		ペットボトル	可			
		その他プラ	可			
		布類	可			
	○	有害ごみ	不可			
熊谷市	×	燃えるごみ	可			透明、半透明袋(レジ袋)
		カン	不可			透明袋
		ビン	不可			透明袋
		ペットボトル	不可			透明袋
		不燃ごみ	不可			透明袋
川口市	×	一般ごみ	可			透明又は白色半透明袋
		有害ごみ	可			透明袋
		プラスチック製容器包装	可			透明袋
		びん	可			透明袋
		飲料かん	可			透明袋
		金属類	可			透明袋
		ペットボトル	可			透明袋
		繊維類	可			透明袋
		事業系一般廃棄物	可			黄色半透明袋
行田市	×	燃やせるごみ	不可			
		燃やせないごみ	可			
		有害ごみ	可			
		布類	可			
所沢市	×	燃やせるごみ	可			
		破碎ごみ類	可			
		容器包装プラスチック	可			
		ペットボトル	可			
		びん・かん・スプレー缶	可			
		新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	不可			
		小型家電製品	可			
		古着・古布	可			
		有害ごみ	可			
飯能市	×	可燃ごみ	可			透明、半透明
		不燃ごみ				透明
		有害ごみ(乾電池等)				透明
		資源ごみ				透明

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考
加須市	○	燃やすごみ	不可	45	250円/10枚	
		燃やすごみ	不可	30	170円/10枚	
		燃やすごみ	不可	20	110円/10枚	
		燃やすごみ	不可	15	70円/10枚	
		燃やさないごみ	不可	45	250円/10枚	
		燃やさないごみ	不可	30	170円/10枚	
		燃やさないごみ	不可	20	110円/10枚	
		燃やさないごみ	不可	10	50円/10枚	
本庄市	○	可燃ごみ	不可	30/45	自由設定	
		不燃ごみ	不可	30	自由設定	
		可燃ごみ(事業用)	不可	45	自由設定	
		不燃ごみ(事業用)	不可	30	自由設定	
東松山市	×	可燃ごみ	可	45ℓ以下		
		不燃ごみ	可	45ℓ以下		
		プラスチック類	可	45ℓ以下		
		びん、缶、ペットボトル	可	45ℓ以下		
春日部市	×	可燃ごみ	不可	45ℓ以下		透明又は白色半透明
		不燃ごみ	不可	45ℓ以下		透明又は白色半透明
		びん・かん・ペットボトル	不可			専用コンテナで回収
		有害・危険ごみ	不可			専用コンテナで回収
		紙・布	不可	45ℓ以下		透明又は白色半透明
狭山市	×	もやすごみ	不可			白色半透明、無色透明
		上記以外	不可			無色透明
羽生市	×	燃やしてもよいごみ	可			
		燃やしてはいけないごみ	可			
鴻巣市	○	燃やせるごみ	不可	45/30/20	自由設定	
		燃やせないごみ	不可	45/30	自由設定	
		プラスチック製容器包装類	不可	45/30	自由設定	
		燃やせるごみ(事業系)	不可	70	16.7	
	×	燃やせるごみ(吹上地区は紙袋)	不可		自由設定	
深谷市	×	可燃ごみ	可	45ℓまで		
		不燃ごみ	不可	45ℓまで		
		びん類	不可	45ℓまで		
		缶類	不可	45ℓまで		
		ペットボトル	不可	45ℓまで		
上尾市	×	可燃物	可			
	×	金属・陶器	可			
	×	ペットボトル	可			
	×	飲料缶・スプレー缶	可			
	×	ガラス	可			
草加市	×	可燃ごみ	可			
	×	不燃ごみ	不可			
	×	有害ごみ	不可			

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考
越谷市	×	燃えるごみ	可			
	×	古着類	可			
蕨市	×	もやすごみ	可			
	×	布類	可			
	×	その他のプラスチック	可			
	×	その他の紙類	可			
	○	もやすごみ(事業系)	不可	45ℓ・70ℓ・90ℓ	3,654円・3,102円・4,251円	45ℓは300枚あたり70・90ℓは200枚あたり
戸田市	×	もやすごみ	可			
		もやさないごみ	可			
		資源物	可			
	○	事業ごみ	不可	①45L	①3,654円(税込・30セット入り)	
				②70L	3,102円(税込・20セット入り)	
			③90L	4,251円(税込み・20セット入り)		
入間市	×	可燃ごみ	可	該当なし	該当なし	
		不燃ごみ	可	〃	〃	
		プラスチック・ビニール類	可	〃	〃	
		古布・紙類	可	〃	〃	
		ビン	可	〃	〃	
		缶	可	〃	〃	
		ペットボトル	可	〃	〃	
		有害ごみ	可	〃	〃	
朝霞市	×	燃やすごみ				
		プラスチック資源ごみ	可			
		有害ごみ、布				
志木市	×	家庭系一般廃棄物	可			透明もしくは半透明の袋
和光市	×	燃やすごみ	可	45ℓ以下		
		プラスチック	可	45ℓ以下		
		その他ごみ(不燃)	可	45ℓ以下		
		その他ごみ(有害)	不可	45ℓ以下		
新座市	×	可燃ごみ	可			
		カン、ビン、ペットボトル、資源プラスチック	不可			
		新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック	不可			
		布類	不可			
		不燃ごみ	不可			
		有害ごみ(乾電池、使い捨てライター、蛍光灯)	不可			
桶川市	○	燃やせるごみ	不可	15	自由設定	
				30	自由設定	
				45	自由設定	
		プラスチック	不可	30～70		
		金属・ガラス・乾電池	不可	45まで		
		紙製容器包装	不可	30～		
		その他	不可	45まで		
		衣類	不可	45まで		

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考
北本市	○	家庭系可燃ごみ	不可	20/30/45	自由設定	
		家庭系不燃ごみ	不可	30/45	自由設定	
		家庭系容器包装(資源類)	不可	30/45	自由設定	
		事業系可燃ごみ	不可	70	5,400円/300枚	
八潮市	×	可燃ごみ	可			
		不燃ごみ	可			
		資源ごみ	可			
		ペットボトル	可			
富士見市	×	可燃ごみ	可			
三郷市	×	もえるごみ	可			
		資源びん・かん	可			
		もえないごみ	可			
		有害ごみ	可			
		資源古紙	不可			
		布類	可			
		ペットボトル	不可			
坂戸市	○	燃やせるごみ	不可	45・30・20・10	自由価格	
		燃やさないごみ	不可	45・30・20	自由価格	
		資源物	不可	45・30・20	自由価格	
		廃乾電池・ライター	不可	資源物収集袋の 外袋	資源物収集袋の外袋	
		(事業系)燃やせるごみ	不可	90	3,150円(税抜) ※1ケース200枚入り、 商工会にて作成・販売	
		(事業系)資源物	不可	90	1,900円(税抜) ※1ケース100入り、商 工工会にて作成・販売	
幸手市	○	燃やせるごみ(家庭系)	不可	45/30/15	50/35/15	
		燃やせるごみ(事業系)	不可	70/45/30	110/70/50	
	×	燃やせないごみ	可			
		有害ごみ	可			
		危険ごみ	可			
		布	可			
その他	可					
日高市	×	可燃ごみ	可			半透明以上の袋
		ペットボトル	可			半透明以上の袋
		有害ごみ	可			半透明以上の袋
		古布	可			半透明以上の袋
		金属ごみ	可			半透明以上の袋
吉川市	×	燃やすごみ	可			
		燃えないごみ	可			
		有害ごみ	可			
		資源ごみ	可			
ふじみ野市	○	有害ごみ(廃乾電池)	不可	0.04	無料	
	×	資源物1	可			
	×	資源物2	可			
	×	容器包装プラスチック類	可			
	×	容器包装以外のプラスチック類	可			
	×	もやさないごみ	可			
	×	粗大ごみ	可			
	×	もやすごみ	可			

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考
三芳町	×	可燃ごみ	可			
	×	容器包装プラスチック類	可			
	×	容器包装以外のプラスチック類	可			
	×	蛍光灯、かがみ等	可			
	○	乾電池	不可	4.35	無料	
	×	びん・飲み物以外のかん	可			
	×	ペットボトル・飲み物のかん	不可			
	×	粗大ごみ	不可			
滑川町	○	可燃ごみ	不可	45/30	12/10	
		資源(プラスチック)	可	70/35	14/10	
嵐山町	○	可燃ごみ	不可	45/30	12円/10円	
	○	資源ごみ(びん)	不可	30	10円	
	×	資源ごみ(プラスチック類)	可	70/35	14円/10円	
小川町	○	可燃ごみ	不可	45/30	12円/10円	
	○	資源ごみ(びん)	不可	30	10円	
	×	資源ごみ(プラスチック類)	可	70/35	14円/10円	
川島町	×	可燃ごみ	可	45ℓ以下		
		プラ製容器包装	可	45ℓ以下		
		紙製容器包装	不可	45ℓ以下		
		びん・かん・ペットボトル	不可	45ℓ以下		
		不燃・有害・危険	不可	45ℓ以下		
吉見町	○	可燃ごみ	不可	45・30・20	自由設定	
		容器包装類	不可	45・30	自由設定	
	×	不燃ごみ	可			
東秩父村	○	可燃ごみ	不可	45/30	12円/10円	
		資源ごみ(びん)	不可	30	10円	
		資源ごみ(プラスチック類)	可	70/35	14円/10円	
美里町	○	可燃ごみ	不可	30/45	自由設定	
		不燃ごみ	不可	30	自由設定	
		可燃ごみ(事業系)	不可	45	自由設定	
		不燃ごみ(事業系)	不可	30	自由設定	
神川町	○	家庭可燃	不可	45	100程度/10枚	
	○	家庭可燃	不可	30	100程度/10枚	
	○	家庭不燃	不可	30	100程度/10枚	
	×	資源	不可		100程度/10枚	
	×	有害	不可		100程度/10枚	
	○	事業可燃	不可	45	100程度/10枚	
	○	事業不燃	不可	30	100程度/10枚	
上里町	○	可燃	不可	45/30	自由	
		不燃	不可	30	自由	
		事業用(可燃)	不可	45	自由	
		事業用(不燃)	不可	30	自由	
寄居町	×	可燃ごみ	可			
		不燃ごみ	不可			
		有害ごみ	不可			

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考	
杉戸町	○	可燃ごみ	不可	20L. 30L. 45L	20円/枚、30円/枚、40円/枚		
	×	不燃ごみ	不可				
		ビン・缶	不可				
		ペットボトル	不可				
		布類	不可				
		有害ごみ	不可				
松伏町	×	可燃・有害・危険	可				
	×	古紙・衣類・ペット	可				
	○	雑芥	不可	30	10		
	○	金属類	不可	30	10		
	○	びん類	不可	30	10		
蓮田白岡衛生組 合	○	燃えるごみ	不可	45・30・20	48・38・28円/袋(税抜き)		
	○	燃やせないごみ	不可	45・30・20	48・38・28円/袋(税抜き)		
	×	ガラス類	可				
	×	飲食料用缶	可				
	×	ペットボトル	不可				
	×	有害・危険ごみ	可				
	○	産業廃棄物(廃プラスチック類)	不可	70	477円/袋(税抜き)		
久喜宮代衛生組 合	久喜宮代清掃センター						
	○	燃やせるごみ	不可	10/20/30/45	自由設定	0.020以上は10リットルのみ。 それ以外は0.025以上	
	○	燃やせないごみ	不可	10/20/30/45	自由設定		
	×	有害ごみ	可			透明・無色半透明袋	
	×	ビン・カン・ペットボトル	可			透明・無色半透明袋	
	×	資源プラスチック類	可			透明・無色半透明袋	
	○	台所資源(生ごみ)	不可	20	無料	高密度ポリエチレン袋 (生ごみ堆肥化モデル地域内前世帯に無料配布)	
	菖蒲清掃センター						
	○	燃やせるごみ	不可	10/20/30/45	自由設定	0.020以上は10リットルのみ。 それ以外は0.025以上	
	○	燃やせないごみ	不可	10/20/30/45	自由設定		
	×	有害ごみ	可			透明・無色半透明袋	
	×	ビン・カン・ペットボトル	可			透明・無色半透明袋	
	×	プラスチック製容器包装	可			透明・無色半透明袋	
	八甫清掃センター						
	○	燃やせるごみ	不可	10/20/30/45	自由設定	0.020以上は10リットルのみ。 それ以外は0.025以上	
	○	燃やせないごみ	不可	10/20/30/45	自由設定		
	×	有害ごみ	可			透明・無色半透明袋	
	×	ビン・カン・ペットボトル	不可			ネット又はコンテナ回収	
	×	プラスチック製容器包装	可			透明・無色半透明袋	
	小川地区衛生組 合	○	可燃ごみ	不可	45/30	12円/10円	
		○	資源ごみ(びん)	不可	30	10円	
×		資源ごみ(プラスチック類)	可	70/35	14円/10円		
秩父広域 市町村圏組合	○	可燃ごみ	不可	35・20・15	35・20・15円/枚		
		不燃ごみ	不可	35・20・15	35・20・15円/枚		
		事業系可燃ごみ	不可	60	110円/枚		
		事業系不燃ごみ	不可	60	110円/枚		
	×	資源ごみ(カン・ビン)	可				
		乾電池・ライター	可				
小型家電製品		可					
埼玉西部 環境保全組合	×		可			可燃・不燃ごみは、45ℓまでの白色半透明レジ袋については、一袋まで(複数の排出は不可)	
	×		可			資源物は、45ℓまでの透明レジ袋については、一袋まで(複数の排出は不可)	
埼玉中部 環境保全組合	○	可燃ごみ(事業系)	不可	70	5,400/300枚		
		可燃ごみ(家庭系)	不可	45	自由設定		
		〃	不可	30	〃		
		〃	不可	20	〃		

3.1(2) ごみ処理有料化の実施について

市町村 事務組合	徴収方法	有料対象	料金	備考
幸手市	指定ごみ袋 取扱店による 販売	燃やせるごみ(家庭系)	大45ℓ 50円/枚 中30ℓ 35円/枚 小15ℓ 15円/枚	
	指定ごみ袋 取扱店による 販売	燃やせるごみ(事業系)	大70ℓ 110円/枚 中45ℓ 70円/枚 小30ℓ 50円/枚	
戸田市	従量制	事業系ごみ	①45L 3,654円(税込・30セット入り) ②70L 3,102円(税込・20セット入り) ③90L 4,251円(税込み・20セット入り)	
杉戸町	従量制	可燃ごみ	20円/枚、30円/枚、40円/枚	
蓮田白岡衛生組 合	従量制	燃えるごみ 燃やせないごみ	45ℓ 48円/袋 30ℓ 38円/袋 20ℓ 28円/袋	消費税及び地方消費税を乗じて 得た額とする。 この場合において、1円未満の端 数が生じたときは、その端数金 額を切り捨てる。
	従量制	産業廃棄物(廃プラスチック類)	477円/袋(70ℓ)	交付する事業系指定ごみ袋の合 計金額に消費税及び地方消費 税率を乗じて得た額とする。 この場合において、1円未満の端 数が生じたときは、その端数金 額を切り捨てる。
	従量制	一般家庭ごみ	143円/10kg	算定した額に消費税及び地方消 費税率を乗じて得た額とする。 この場合において、10円未満の 端数が生じたときは、その端数 金額を切り捨てるものとする。
埼玉中部環境保 全組合	従量制	可燃ごみ(事業系)	5,400/300枚	70ℓ
	従量制	可燃ごみ(家庭系)	自由設定	45ℓ、30ℓ、20ℓ
秩父広域 市町村圏組合	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ	35・20・15円/枚	1L1円
	従量制	事業系可燃ごみ、事業系不燃ごみ	110円/枚	1L約1.83円

3.2 生活系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	粗 大 ご み					料 金	備考
	品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
さいたま市	○		○			1品あたり540円～2,160円	戸別収集
	○	○		○	100kg未満は無料。	20円/10kg、特定適正処理困難物(スプリング入りマットレス等)については、540円～1,620円	直接搬入
川越市	○					500円から2,000円の範囲で品目により決定	粗大ごみのみ
熊谷市		○				収集運搬料金 500円/m ³ 直接搬入時 10円/10kg	最終処分場(市営)不燃物のみ受入れ
川口市			○			310円/1点	収集手数料
	○					620円/1点	スキー板 (2枚までを1個) サーフボード スノーボード ウインドサーフィン ボード
	○					1,240円/1点	アコーディオン カーテン
	○					1,860円/1点	スプリングマットレス 折りたたみ式ベッド 電動式ベッド
行田市	×					無料	
所沢市	○	○		○	持込合計重量50kgまでは無料	《収集》スプリング入りベットマットレスは2,000円。一辺の長さが90cm以上は1,000円。一辺の長さが50cm以上90cm未満は500円。 《持込》スプリング入りベットマットレスは1,000円。それ以外は持込合計重量が50kgを超えた場合、10kg毎に100円。50kgまでは無料。	
飯能市	○		○			戸別収集の場合、1点につき400円、800円、1,200円、1,600円の4段階。直接搬入の場合は、戸別収集料金の半額。	
加須市	○						
本庄市		○		○		直接搬入時100kgまで無料、以降は40円/10kg	
東松山市	○	○	○	○	50kg(計量器表示)未満は無料	戸別収集の場合、品目ごとに設定(全部徴収) 持込みの場合、10kgにつき25円(一部徴収)	
春日部市	○		○			1品500円 直接搬入の場合250円 スプリングマットレス2000円 2t車1台5,000円	
狭山市		○	○			5kg未満 : 150円 5kg以上10kg未満 : 250円 10kg以上30kg未満 : 500円 30kg以上50kg未満 : 750円 50kg以上80kg未満 : 1,150円 80kg以上 : 1,650円	
鴻巣市	○		○			品目による料金、直接搬入の場合は戸別収集時の40%の料金	
深谷市				○		50kgまでは無料 それ以上は10kgごとに10円	
上尾市		○				自己搬入80円/10kg 引取り230円/10kg	
草加市	○					10kgにつき120円を基準として大きさ、形状等を勘案して市長が品目ごとに規則で定める額(草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第4条の2別表のとおり)	
越谷市			○			・市で運搬する場合、スプリング入りマットレス(1辺が180cm以上のもの)1個につき2,800円 ・1辺が120cm以上180cm未満のもの1個につき800円 ・1辺が120cm未満のもの1個につき400円 ・市長が指定する場所へ市民が搬入する場合、スプリング入りマットレス1,600円	直接搬入の場合、無料有り。

市町村 事務組合	粗 大 ご み					料 金	備考
	品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
蕨市	○		○			1点につき540円	
戸田市			○			400円/個	
入間市	○					50, 100, 200, 250, 300, 400, 500, 700, 1000, 1500(円)の10段階	
朝霞市	○	○		○	直接搬入の場合は、20kgまでは無料	戸別収集の場合は、1点につき1,500円以内(全部徴収)。直接搬入の場合は、60円/10kg(一部徴収)	
志木市	○		○			品目表以外は準じた額	
和光市	○	○	○			戸別収集は品目制、直接搬入は従量制(60円/10kg)	
新座市	○		○			品目表以外は準じた額	
桶川市	○	○	○			個別収集の場合は品目制:持込の場合は従量制80円/10kg	
北本市	○		○			品目表以外は準じた額。持込みの場合は、収集時の40%。	
八潮市		○	○			戸別収集 1回あたり収集運搬料600円(消費税別)+150円/10kg(消費税別) 直接持込 150円/10kg(消費税別)	
富士見市	○		○			品目表以外は準じた額	
三郷市		○	○			自己搬入 200円/10kg、戸別収集 基本手数料1,000円+500円/点	
坂戸市	○		○			品目ごとに200円~1,500円	戸別収集
		○		○	50キロを超える場合	50キロを超える場合、10キロで100円	自己搬入
幸手市		○		○	直接搬入	50円/10kg	
吉川市	○	○	○			直接搬入:従量制150円/10kg、戸別収集:基本手数料500円+10kgにつき150円を基準とした品	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
伊奈町		○	○			粗大ごみ:500円/m ³ 一般ごみ:20円/10kg 粗大ごみ運搬料金:1,000円/回	
滑川町		○			50kgまでは無料	直接搬入時 50kgまでは無料 50kg以上250円~ 10kgごとに50円加算	
嵐山町		○			50kg未満は無料	50kg未満は、無料 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算。	組合回答
小川町		○			50kg未満は無料	50kg未満は、無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算。	
川島町	○	○		○	搬入ごみは80kg/日を超えた分につき40円/10kg	粗大ごみは品目制、搬入ごみは重量制	
吉見町	○		○			品目別に100円、300円、500円、1,000円	自己搬入については、金額の4割を徴収
東秩父村		○			50kg未満は無料	50kg未満は無料 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算	
美里町				○	直接搬入時100kg以下無料	100kgを超えた10kgにつき40円	
上里町				○	直接搬入時、100kgまで無料	100kgを超えたら10kgにつき40円	
寄居町		○	○			直接搬入時50kgを越えた部分10円/10kg	大里広域市町村圏組合
杉戸町							
松伏町	○		○			収集運搬費250円/15kg 処理費250円/15kg	

市町村 事務組合	粗 大 ご み					料 金	備考
	品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
蓮田白岡衛生組 合	○	○	○			品目別に1点当たり477～1,905円に設定。条例に 個別の設定が無い品目は寸法に準じ477～1,905 円。直接持込みは約143円/10kg。それぞれ、消 費税を乗じ得た額とする。ただし10円未満の端数 は切り捨てるものとする。	
久喜宮代衛生組 合	○		○			500円/1点	品目によって点数が異な る物有
志木地区衛生組 合		○	○			直接搬入250円/20kg	
小川地区衛生組 合		○			50kg未満は 無料	50kg未満は、無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算。	
蕨戸田衛生セン ター組合	○	市町 村で回 答					
秩父広域 市町村圏組合		○	○			100kgまで400円、100kgを超えた時は10kgごとに 40円加算	
児玉郡市広域 市町村圏組合				○	直接搬入時 100kg以下無 料	100kgを超えた10kgにつき40円	
埼玉西部 環境保全組合		○	○			持ち込みをする場合は50kgまで200円。以降10k gごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料 金500円に大きさ及び重さにより大中小の3段階 の手数料を加算する。	
大里広域 市町村圏組合		○	○			直接搬入時50kgを超える分は10kgにつき10円	
埼玉中部 環境保全組合	○						構成市町にて徴収

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
			世 帯 制	人 員 制		
さいたま市	○		○	○	・定期収集 480円/世帯/月+230円/人/月 ・臨時収集 480円/回+230円/36ℓ	別途消費税
川越市	○		○	○	(普通世帯) ・汲取り便槽 月額180円/1世帯 月額250円/1世帯員 ・改良便槽又は特別の収集によるもの 月額180円/1世帯 従量200円/36ℓ (事業者その他多数の者が利用する施設) 月額680円/1施設 従量260円/36ℓ	
熊谷市	○				320円/36ℓ	別途消費税加算
川口市	○		○	○	480円/月世帯+220円/月人 270円/36ℓ	
行田市	○		○	○	514円/月施設+308円/36ℓ 462円/月世帯+308円/月人 (特殊便槽使用世帯257円/月追加)	
秩父市	○				149円/18ℓ	
所沢市	○		○	○	850円/100ℓ、420円/月世帯+262円/月人(特殊便槽は210円/ 月世帯、簡易水洗便槽は210円/月人追加)	
飯能市			○	○	350円/月世帯+270円人(1歳未満は無料)	一般家庭
	○				36ℓにつき270円	一般家庭で取り扱うことが適当でないとき 市長が認めたとき
東松山市	○				20ℓにつき206円	
春日部市			○	○	普通便槽=世帯割280円/世帯+人員割220円/人 無臭便槽=世帯割280円/世帯+人員割260円/人	収集手数料として徴収
狭山市	○		○	○	普通世帯:390円/月世帯+290円/月人 普通世帯以外:290円/36ℓ(消費税込)	
鴻巣市			○	○	410円/月(施設)+356円/36ℓ 410円/月(世帯)+356円/月(人)	
深谷市	○				し尿:330円/36ℓ(税抜き)浄化槽:許可業者の価格設定による	
上尾市	○	○	○	○	世帯割450円 人員割270円 改良便槽330円 加算従量制36ℓにつき270円	
草加市	○		○	○	・定額制(普通)月額1世帯につき370円、月額1人につき320円(満1 歳未満の者を除く。) ・定額制(改良式)月額1世帯につき560円、月額1人につき320円(満 1歳未満の者を除く。) ・従量制36ℓにつき330円(不特定多数の者が利用する便槽のもの)	
越谷市	○		○	○	従量制 170円/18ℓ 定額制 普通便槽 単身世帯520円、普通世帯450円+1人につき300円 改良便槽 単身世帯650円、普通世帯700円+1人につき300円	いずれも月額
蕨市	○			○	普通世帯1人314円/月 通勤者1人159円/月 多数出入りする場所344円/36ℓ	普通世帯員は2歳未満を除く
戸田市		○		○	一般家庭 310円/人 事業所 340円/人	
入間市	○		○	○	・(月1回)世帯割610円+人員割(1人につき)210円 ・36ℓにつき270円(従量制)	
桶川市	○		○	○	一般家庭:月額1世帯につき普通便槽450円(改良便槽780円)+月額 1人につき270円 事業所:36ℓにつき270円	
北本市			○	○	世帯割410円、人头割356円	
八潮市	○		○	○	従量制 36ℓにつき330円 定額制 普通便槽 世帯割(360円)人数割(310円) 無臭便槽 世帯割(510円)人数割(310円)	
富士見市			○	○	【定額制】普通世帯のみ・1世帯につき月額900円 ・世帯員1人につき月額300円	平成28年4月1日より、公費負担を廃止 し、手数料改定を行った。事業所及び仮設 トイレの汲取りについては、手数料の徴収 なし。
三郷市	○	○	○	○	定額制(月2回) 普通便槽 世帯料金420円(一律)人数280円/人 無臭便槽 世帯料金520円(一律)人数280円/人 従量制320円/36ℓ	
幸手市	○	○				7円21銭/ℓ

市町村 事務組合	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
			世 帯 制	人 員 制		
日高市	○		○	○	250円/月(世帯)+250円/月(人)及び240円/36ℓ	
吉川市			○	○	世帯制:400円/月(簡易水洗便槽は600円/月)・人員制:1人300円/月)	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
ふじみ野市			○	○	1回900円+世帯員一人につき300円	H28.4.1より公費負担を廃止し、手数料改定を行う。事業所及び仮設トイレの汲み取りは手数料徴収なし。
伊奈町	○		○	○	従量制:270円/36ℓ 定額制:世帯料金450円/月(改良便槽は+330円) 人員料金一人当たり270円/月	
越生町						各指定業者の設定料金
滑川町	○				収集:330円/36L 処理:10円/36L 浄化槽汚泥:30円/36L	
嵐山町	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	組合回答
小川町	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
川島町			○	○	(世帯制)300円・(人員制)320円	
吉見町					実施なし	
鳩山町	○	○	○	○	許可業者の価格設定による	
横瀬町	○				18ℓあたり149円	
小鹿野町	○					102円/10リットル ※100リットル未満であっても1020円/回
東秩父村	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
寄居町	○				165円/18ℓ	
杉戸町	○		○	○	定額制 普通(230円×人数)+310円 無臭(290円×人数)+390円 従量制250円/36L	
松伏町	○				300円/36L	
蓮田白岡衛生組合	○		○		(1)一般家庭(382円/月(世帯)、334円/(人)) (2)多人数の出入する場所 86円/10ℓ (3)簡易水洗便所等 86円/10ℓ	(1) 便槽1ヶ月1回を基準とする。ただし、便槽2ヶ所以上汲取の場合は、1ヶ所増す毎に割り増し料として、基準料金の1/2を加えた額とする。 (2) 改良便所を使用する世帯については、便槽1槽につき月額334円(1人1ヶ月分)を加算する。 (3) 簡易水洗便所等水を使用する汲取便所は汲取量に10ℓにつき86円を乗じた額とする。
久喜宮代衛生組合	○			○	重量制:70円/10リットル 人数制:380円/月人(4人まで徴収) 浄化槽汚泥:200円/1キロリットル	久喜宮代清掃センター管内
	○				200円/1キロリットル	八甫清掃センター管内
朝霞地区 一部事務組合	○		○	○	1世帯基本料金 月額822円、人員割(1人につき)月額308円、1歳未満は除く	
皆野・長瀬 上下水道組合	○				36ℓ当 338円	
人間東部地区 事務組合			○	○	【定額制】普通世帯のみ ・1世帯につき月額900円 ・世帯員1人につき月額300円	平成28年4月1日より、公費負担を廃止し、手数料改定を行った。事業所及び仮設トイレの汲み取りについては、手数料の徴収はなし。
小川地区衛生組合	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
児玉郡市広域 市町村圏組合	○				1円/36kg	生し尿・浄化槽汚泥 同一料金
妻沼南河原 環境施設組合	○				浄化槽汚泥210円/KL	

3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	徴収区分	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準	料 金	備 考
さいたま市	3				170円/10kg×1.08	
川越市	3	○			市の処理施設への搬入 10kgにつき 220円	
熊谷市	3	○			200円/10kg	
川口市	3	○			220円/10kg	
行田市	3	○			150円/10kg(可燃ごみを除く)	可燃ごみは鴻巣行田北本環境資源組合参照
所沢市	3	○			240円/10kg	燃やせるごみのみ受入
飯能市	3	○			100円/10kg 平成30年1月1日から200円/10kgに改定	
加須市	3	○			130円/10kg	
東松山市	3	○			10kgにつき200円	
春日部市	3	○			210円/10kg	
狭山市	3	○			210円/10kg	
羽生市	3	○			120円/10kg	
鴻巣市	3	○			18円/kg(埼玉中部) 15円/kg(鴻巣行田北本)	埼玉中部環境保全組合で徴収(可燃・粗大) 彩北広域清掃組合で徴収(可燃のみ)
深谷市	3	○			10kgにつき180円	
上尾市	3	○			230円/10kg	
越谷市	3	○			100円/10kg(不燃物)	
入間市	3		○		230円/10kg	
朝霞市	3	○			220円/10kg	
和光市	3	○			220円/10kg	
新座市	3	○			可燃・不燃・ペットボトルは、450円/20kg。ピンは330円/20kg。	志木地区衛生組合回答
桶川市	3	○			170円/10kg	
北本市	3	○			180円/10kg	埼玉中部環境保全組合に準じる
八潮市	3	○			210円/10kg	東埼玉資源環境組合を参照
富士見市	3	○			可燃ごみ(資源プラスチック含む)、不燃ごみ、ペットボトル20 ^{キロ} につき450円 ピン20 ^{キロ} につき330円 カン 無料	
三郷市	3	○			200円/10kg	
坂戸市	3	○			230円/10kg	10kg未満は10kgとみなす
幸手市	3	○			・可燃ごみ 大70 ^{リットル} 110円/枚 中45 ^{リットル} 70円/枚 小30 ^{リットル} 50円/枚 ・可燃ごみ以外 110円/10kg	
日高市	3	○			240円/10kg	
吉川市	3	○			210円/10kg	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条別表第1による(東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例第3条第2項本文の規定を準用)
ふじみ野市	3	○			100円/10kg	厨芥類・繊維くず・木くず・紙くずのみ搬入可
伊奈町	3	○			170円/10kg	
三芳町	3	○			可燃100円/10kg	
滑川町	3	○			200円/10kg	
嵐山町	3	○			200円/10kg	組合回答
小川町	3	○			200円/10kg	
川島町	3				20円/kg	
吉見町	3	○			180円/10kg	埼玉中部環境保全組合で徴収
東秩父村	3		○		200円/10kg	
神川町	3	○			10kgにつき200円	
寄居町	3	○			180円/10kg	大里広域市町村圏組合

市町村 事務組合	徴収区分	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準	料 金	備 考
杉戸町	3			○	小袋(30L) 50円/枚 中袋(45L) 70円/枚 大袋(70L) 110円/枚 持込 110円/10kg	
蓮田白岡衛 生組合	3	○			143円/10kg	消費税及び地方消費税を乗じて 得た額とする。この場合において、 10円未満の端数が生じたときは、そ の端数金額を切り捨てるものとす る。
久喜宮代衛 生組合	3	○			200円/10kg	
志木地区衛 生組合	3	○			可燃・不燃・ペットボトルは、450 円/20kg。ビンは、330円/20kg。	
小川地区衛 生組合	3	○			200円/10kg	
東埼玉 資源環境組 合	3	○			210円 / 10kg	
蕨戸田衛生 センター組 合	3				10kg当たり183.6円	
鴻巣行田北 本環境資源 組合	3	○			150円/10kg	
秩父広域 市町村圏組 合	1	○			収集・処理:定額2,000円×月額 (可燃ごみ・不燃ごみ別)+指定ご み袋(110円/枚)※1口15袋まで 直接搬入:100kgまで800円、100 kgを超えた時は10kgごとに80円 加算	徴収区分について 直接搬入の場合は3
児玉郡市広 域 市町村圏組 合	3	○			200円/10kg	
埼玉西部 環境保全組 合	3	○			10kgにつき230円	
大里広域 市町村圏組 合	3	○			10kgにつき180円	
埼玉中部 環境保全組 合	3	○			180円/10kg	

徴収区分 1. 収集・処理料金として徴収
2. 収集料金として徴収
3. 処理料金として徴収

3.5 産業廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	産業廃棄物処理手数料					備考
	徴収の 有 無	料金 設定	規 定	徴収 方法	料 金	
さいたま市	○	a	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	従量制	170円/10kg×1.08	
川口市	○	b	条例	従量制	220円/10kg	
所沢市	○	b	条例	従量制	240円/10kg	紙くず(PCBが塗布されたものを除く。)、木くず(工作物の除去に伴って生じたものを除く。)、繊維くずのみ受入を行っている。
飯能市	○	b	条例	従量制	100円/10kg 平成30年1月1日から200円/10kgに改定	
春日部市	○	b	条例	従量制	不燃 210円/10kg	
羽生市	○	a	条例	従量制	200円/10kg	
上尾市	○	a	条例	従量制	230円/10kg	
桶川市	○	a	条例	従量制	170円/10kg	
北本市	○	a		従量制	200円/10kg	
幸手市	○	b	条例	従量制	110円/10kg	
日高市	○	b	条例	従量制	240円/10kg	
川島町	○	b	条例	重量制	200円/10kg	
吉見町	○	a			180円/10kg	埼玉中部環境保全組合で徴収
蓮田白岡衛生組合	○	a	条例	従量制	239円/10kg	消費税を乗じ得た額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。
秩父広域広域市町村圏組合	○	a	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	従量制	100kgまで1200円、100kgを超えた時は10kgごとに120円加算	
埼玉中部環境保全組合	○	a	条例	従量制	200円/10kg	

料金設定 a:あわせ産廃独自
b:事業系一廃と同じ

3.6 一般廃棄物会計基準の導入状況

市町村 組合	一般廃棄物会計基準			備考
	原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧	
さいたま市	作成済	作成済	作成済	
川越市	作成済み	未作成	未作成	
熊谷市	未作成	未作成	未作成	市独自の算出方法による
川口市	作成済み	作成済み	作成済み	平成18年度～
所沢市	作成済み	作成済み	作成済み	
東松山市	未作成	未作成	未作成	独自の方法により、ごみ処理単価を算定
蓮田白岡衛生組合	作成済み	作成済み	作成済み	
久喜宮代衛生組合	未作成	未作成	未作成	久喜宮代清掃センターのみ独自の方法により算出
東埼玉資源環境組合	未作成	未作成	未作成	処理経費は独自に算出